


旭平和墓園一般墓地・合葬式墓地の 使用者を募集します


申し込み・問い合わせ先／市役所環境課環境施策係 ☎76-8134



一般墓地 (区画内に墓碑を設置して埋葬)

募集数	①2㎡/30区画②3㎡/3区画③4㎡/3区画(①～③全て1世帯1区画)	
永代使用料	1区画当たり①422,000円②583,000円③778,000円	
対象者	次の全ての要件を満たすかた ●申込日の1年以上前から引き続き本市の住民基本台帳に登録されている ●世帯員が旭平和墓園一般墓地の使用許可を受けておらず、申込者が合葬式墓地の使用許可を受けていない	
その他	使用の決定と区画の位置は抽選で決定 ※申し込みが募集数を超えた場合は●親族の遺骨を祭るための墓地がないかた●本人か同居している親族が60歳以上のかたの順に優先し、抽選	

合葬式墓地 (1つの埋葬施設に多くのかたを埋葬する施設)

募集数	①個別埋蔵墓所(合葬式墓地内の芝生に遺骨を1体ずつ埋葬)/300体 ②共同埋蔵墓所(埋葬施設に遺骨を共同で埋葬)/150体	
永代使用料	1体当たり①150,000円②50,000円	
対象者	現在、旭平和墓園一般墓地の使用許可を受けておらず、次のいずれかに該当するかた ①申込日の1年以上前から本市の住民基本台帳に登録があり、親族の遺骨を祭るための墓地がない ②親族に尾張旭市民または元尾張旭市民であった(本市の住民基本台帳に登録されたことがある)死亡者があり、その遺骨を祭るための墓地がない ③申込日の1年以上前から本市の住民基本台帳に登録があり、自己利用のため墓地を必要とする	
その他	●埋葬した遺骨は返還・改葬・分骨不可●埋葬場所は指定不可●個別の墓碑などはありません●使用者は埋葬に立ち会うことはできません●申し込みが募集数を超えた場合は①②の該当者、③は70歳以上、60歳以上の順に優先し、抽選	
一般墓地からの施設変更	次の要件を満たすかたは、優先的に合葬式墓地の使用許可を受けることができます(通年受け付け)。条件により使用料の減免あり A旭平和墓園一般墓地の使用許可を受けているかたで、一般墓地の返還と同時に合葬式墓地を申し込むかた B Aの親族で Aと同時に申し込むかた	

申し込み方

5月6日(木)～27日(木)に申込書(環境課で配布。ホームページからもダウンロード可)に必要な書類を添えて郵送(〒488-8666住所不要。必着)か直接(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分)